

## 岡本の国会での質問

171-衆-厚生労働委員会-4号 平成21年03月18日

○田村委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。

きょうは、先回、一般質問で質問をさせていただきました厚生労働省所管の独立行政法人の資産売却の話からまず入りたいと思います。

皆様に資料をお手元にお配りさせていただきました。一枚目、二枚目、これは厚生労働省からいただきました売却によって損益が出たもの、そしてその詳細について載せさせていただいた資料です。もちろん、利益が出たものもこれ以外にあるわけでありますが、損益が出たものだけでもこれだけの金額が、平成十六年、平成十七年、そして平成十八年、平成十九年と出ているわけであります。

中には、これはかなり話題にもなりましたけれども、一万円で自治体に売却をしている体育館や施設がありますし、十万五千円で売却をしているものもあり、かなり廉価ではないかと思われませんが、こういった施設はそれぞれきちっとその後も使われているのかどうかということを大変危惧するわけであります。

こういった売却した施設すべてを確認することはなかなか難しいとは思いますが、きょうのきょうで、今ここでどうですかと言ってもこれはなかなか答えられないと思いますから、こういったものがどういうふうな状況になっているのか、ぜひ一度またお調べして教えていただきたいと思うわけですが、局長で結構です、後刻状況説明にお越しいただけるか、お答えください。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

今お話のあった点につきまして、どのような形で使用されているのか、あるいは転売されているのか、確認できているものもありますけれども、網羅的に確認できてはおりませんので、把握した上で、御報告できるものは御報告させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○岡本(充)委員 それぞれの施設がどうなっているかは把握できるはずですね、所在地がわかっているはずですから。

それで、大臣、これだけの赤字を出したという実態を踏まえると、改めて役所としても今後資産の売却のあり方、それから、お金が若干あるからといって、もう今後雇用福祉事業をやらないといっても、場合によっては、今、雇用保険二事業関係収支状況を見させていただくと、平成二十年度の第二次補正後でも九千九百億円、二十一年度予算案が成立して施行されたとしても九千五百八十四億円の安定資金残高があるわけですから、こういったお金の有効活用を含め、ぜひ反省を含めて行っていただきたい。まずその御決意をいただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○舛添国務大臣 まず、きょうは雇用・能力開発機構、それから雇用保険二事業についての話なんですが、私が役所のこういう資料を見ていて思うのは、私も民間の会社を経営しておりましたから、民間で言う財務諸表がありますね、BSとかPLとか、こういうものの考え方というのがどこまで取り入れられているのか。

例えば簿価の計算だって、期末簿価、期首簿価をちゃんと書いているのか、減価償却をどういふふうにしてしているのか。それから、不動産鑑定の仕事だって、今は収益還元法でやってみたり、周辺の参考価格でやってみたり、いろいろ方法があります。

そういう最新の簿記というか、そういうものくらい、役人は会社経営をしているわけじゃないからわからないと思いますけれども、一度やはりこういうのをきちんと精査して、少なくとも、事業主から預

かった大切なお金ですから、無駄がないようにということをやるために、これからは公務員もそういう財務諸表の見方ぐらいはちゃんと勉強せぬといかぬなという感じがしていますので、一度これはきちんと見てみたいというふうに思っております。

そして、約一兆円のこのプールしているお金がありますけれども、あくまでこれは雇用を守っていく、そのために雇用調整助成金を含めて使い道がたくさんあるわけですから、有効活用していくということできっとこれは監視をしていきたいと思っております。

○岡本(充)委員 この勘定だけではないわけですね。厚生労働省にかかわるその他資産の売却のあり方も含め、今回は雇用保険ですからこの話に特化してお出ししましたけれども、これまでの反省を踏まえて、やはり貴重な資産、そしてまた積立金の使い道、それを安易な方法で考えていただきたくないということをお願いしているわけです。

四ページ以降は、今指摘をさせていただいた独立行政法人の役員の報酬、そして、これは前職等というふうに書いていますが、公務員の天下りがあるのかどうかということを一ページ、八ページにわたって載せさせていただきました。

これを見ると、やはりかなり天下りを試みえる方もみえるなと思うわけですが、そういった中、例えば独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、こちらの理事長の給与は、平成十五年の十月の段階では月額九十四万四千円だったものが、二十年の三月には百一万一千円と七万円ぐらい給与が上がってきているわけですね。

昨今、ベアもなかなか厳しい、こう言われている中、こういう理事長は七万円も給与が上がるのかということ非常に、一般の国民からすれば、うらやましくもあり、しかもねたましくもあるような話であって、こういう給与のあり方も含め、これはぜひ見直していただきたい。今、民間はこういう状況じゃないわけですからね。大臣、そういうことについて御決意いただけませんか。

○舛添国務大臣 これも全体に、こういう独法の理事長を含めて、きちんとやはり国民的な議論をして見直しすべきだと思います。

私、参議院の政審会長のときに同時に国会同意人事の委員長をやってまして、国会で人事で同意される方々の給料を見ていて、決してねたみで言うわけではありません、月額百万円とか、すごいんですね。やはり、それだけのお仕事をなさっているのか、それに値するのか。そして、普通の民間のサラリーマンだったら、定年退職して再就職をした場合に、普通は給料が下がるんですね。

だけれども、そういうことも含めて、それはそれなりの仕事をすればいいですけど、私は、一度これは国会の場を含めていろいろなところできちんと国民的な議論をして、国民にコンセンサスを得られる形の説明がつかないと、やはり処遇についても問題あるなという問題意識は国会同意人事の委員長をやったときから持っておりますので、一つの検討課題とさせていただきたいと思っております。

○岡本(充)委員 もう一つ、天下りの問題で、わたりの問題を私は前回も問わせていただきました。

実際に、これは八ページをごらんいただきますと、独立行政法人労働政策研究・研修機構のB理事のところには、マークが右側に二つついています。このマークは何かというと、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者、つまり、公務員をやめた後、どこかの独立行政法人に行って、今ここのB理事になっているという印なんですね。役所の方はいろいろ事情があると最後に説明をしてくれました。しかし、こういった形で把握をしているのであれば、こういう人数もぜひ御報告をいただきたい。

先般、私が質問させていただいて、総務省の方にお越しをいただいたときに、内々に聞いたところだと、厚生労働省はもう調査を終えて、大体わたりの人数は何人ですよということを総務省に報告したと伺っていますが、その中で、人数については前回の報告と変わりませんということは、一人だという報告だと思うんですね。したがって、その一人なのかということを見たら、これは役所

の方でわたりカウントしていません、こういう話なんですね。

こうやって、退職公務員で、このように独立行政法人を一つか二つか知りませんが経た後再就職しているということが役所として把握できるわけですから、こういった数値も含めて、大臣、一度調査をして教えていただけませんか。こうやって出ているわけですからね。これを拾えばいいんですから。大臣、それをお願いします。

○舛添国務大臣 きちんと調査して、これは国民的な関心事でありますから、きちんと公にするというのは当たり前だと思っていますので、やってみたいと思います。

○岡本(充)委員 また後刻、そのデータをもとに私も質問をさせていただきたいと思います。

きょうは、それとは話はまたかわりまして、九ページ以降ですけれども、日雇労働求職者給付金というものについて取り上げたいと思います。

さまざまな雇用保険の議論が出てきましたけれども、その中でも、日雇いの労働者に対する雇用保険のあり方ということは、私、これはこれで大変重要なテーマなんじゃないかなと思っています。必ずしも日雇い労働をしている方が給料が安いというわけではないとは思いますが、総じて見ると、常用雇用されている方よりも金額は低い傾向にあるのではないかな、そう推測するわけですが、こういう形で日々働いてみえる方のいわゆる雇用保険である日雇労働求職者給付金、この周知、広報は政府としてどのようになされているのか、お答えをいただきたいと思います。参考人で結構です。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

今お話のございました日雇労働求職者給付金制度でございますけれども、これは、雇用保険の中で、日々または三十日以内の期間を定めて雇用される日雇い労働者のための制度としましてできているものでございまして、この制度を周知するためのリーフレット等によりまして、事業主に対する周知を図っているところでございます。

また、この日雇い労働者への雇用保険の適用につきましては、日雇いという就労形態の特殊性にかんがみまして、労働者本人が日雇労働被保険者手帳の交付を受ける、こういう仕組みをとっているところでございまして、これは労働者本人への周知も含めて引き続き努力している、周知徹底を図っているということでございます。

○岡本(充)委員 大臣、私は役所の方にお越しいただいて聞いたんですけれども、リーフレットというけれども、多分ホームページに載っているこのことを差しているんだと思うんです。後ろの方に、私の資料で十七ページ以降、これは三重労働局ですけれども、こういうものが載っておりました。十七、十八、十九ですね。これをリーフレットと呼んでいるのではないかと私は思うわけですが、ちゃんとしたポスターだとか啓発活動等は行っていないんですよね、局長。端的にお答えいただけますか。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

今申し上げましたリーフレットにつきましては、厚生労働省のホームページへの掲載あるいは派遣元事業主を通じて本人に対しても制度の周知に取り組んでいる、そういう形での周知を行っているという……(岡本(充)委員「ポスターとかなないんでしょう、渡すものは」と呼ぶ)ポスターについてはございません。

○岡本(充)委員 いや、やっていないというふうにお認めになられたわけですから、そのようにお答えいただきたいんですね。

それで、何を言うかという、まず手帳をもらわなきゃいけないという話。実は、十二ページから皆さんに見ていただきたいんですけれども、こういう雇用保険被保険者手帳というのを入手して、そし

て十四ページにあるいわゆる雇用保険印紙という三種類あるものをこの十三ページに貼付しまして、捺印をもらって、日数、何日働いたかをカウントする、こういう仕組みになっています。

ところが、この手帳を交付してもらうためには、まずは住民票が必要であり、なおかつ本人が申請に行かなければいけないという話になっているにもかかわらず、本人への周知というのが雇用主を通じてしか行われていないという現実、そしてまた、住民票がなければ入手できないということは、本当に日々宿所に苦勞をされている方からすると現実的ではないという指摘もあるわけですね。

例えば、保健所に登録している簡易宿泊所や公営緊急宿泊施設などに泊まってみえる方にこの手帳は交付をされるんですか。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

今の住民票の件でございますけれども、基本的には、この手帳の交付に当たりましては、いわゆる成り済ましという不正受給を防止するという観点から、本人確認が不可欠であるということで、住民票の写しを提出していただくということにしております。これが原則でございますけれども、住民票の写しがない場合にも、例えば運転免許証とかあるいは国民健康保険の被保険者証または国民年金手帳で代替することも可能でございますので、今の簡易宿泊所におられるような方につきましても手帳の交付はできるようになっているところでございます。

○岡本(充)委員 いや、それは年金も払っていたり健康保険証を持っていたりするような方であればいいでしょうけれども、本当に日々の生活を大変苦勞されている方からすると、手帳がまずもらえない。雇用保険でありながら被保険者になれないという話ですから、これはやはり働いている人がどなたも加入できる方法に見直していく必要があると思うんですよ、大臣、申しわけないですけども。そういう検討もぜひしてもらいたい。最後に意見を聞きますからまだいいです。住民票が必要で、住民票も取得できないという方はなかなか被保険者になれない、こういう状況。

それから、その前のページ、雇用側、事業主の方は十ページにあるこういった印紙の購入を郵便局等で行えることになっているようでありますけれども、実際に印紙はどのくらい売れているのか、その累計はどうなっていますか。それから、全国どこの郵便局でも買えるんですか。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

まず、印紙の貼付枚数でございますけれども、平成十九年度の数字がございまして、二百八十三万七千五百九十八枚、約三百万枚近くということでございます。

また、郵便局につきましては、基本的には郵便局で購入が可能という……(岡本(充)委員「どこでもですか」と呼ぶ)基本的にどこでも可能でございます。

○岡本(充)委員 では、いわゆる購入をする雇用主側のこの通帳ですけども、実際に今どのくらい交付をされているんですか。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

通帳の交付件数でございますが、平成十九年度の数字がございまして、三千七百七十七件でございます。

○岡本(充)委員 大臣、私が言いたいのは、日雇い労働者を雇用している事業主はもっとあると思うんですね。

今からちょっと指摘をさせていただきたいんですけども、その中でも日雇い派遣については、平成十九年の秋から新しく出たということであります。十七ページ以降にこういう周知も載っていますけれども、日雇い派遣の労働者については、この雇用保険の被保険者になっているのが何人で、通帳を受け取っている事業者は何社か、ちょっと改めてお答えいただけますか。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

日雇い派遣労働者につきましては、手帳の発給件数が四件、受給件数が一件でございます。

○岡本(充)委員 通帳を出している事業者は何社ですか。もう僕が答えます。八社だと聞きました。

大臣、日雇い派遣をやっている事業者というのが全国で八社ということはないんですね。日雇い労働者で受給できている人が一人で、全国ですよ、手帳を持っている人も四人しかいないんですね。これで周知徹底ができているとはとても思えない。こういう実情で周知徹底していますという話では、どうなのかという疑問を感じるのは当然のことだと私は思うんですね。

今お話をさせていただいたこういう十七ページから十九ページまでの周知徹底もあわせて、二十ページ、実は、日雇い派遣労働者に係る指定安定所、ここへ来いというんですね。ここへ来いというのは、平成二十年十二月三日現在、六カ所なんですね。これ以外の地区で日雇い派遣を受けている場合は、この職業安定所に行かなければ受け取れない。しかも、局長、週の一番最初の仕事のなかった日は給付が受けられないんですよ。

○太田政府参考人 今お尋ねの件は御指摘のとおりでございます。

それから、職業安定所の数は六カ所でございますけれども、これは日雇い派遣労働者のニーズに応じまして今後さらに指定していくことが可能でございますので、ニーズに応じてふやしていきたいというふうに考えております。

○岡本(充)委員 それで、週の最初はもらえない。要するに、きょうは働いて、きょう、お休みくださいというときには、これはまた前日までに派遣元のところに行って証明書をもらわなきゃいけないですよ。この仕組みも非常に難しい。前日までにこれをもらってこいというのはなかなか難しいんじゃないですか。

十七ページの6のところの2に書いていますけれども、労働者派遣契約不成立証明書を前日までにもらってこい。これをもらいに行く交通費もかかる。そういうことも含めて非常にやりにくいのではないかなと思うんですね。こういう仕組みも今の件数が少ない理由になっているのではないかと私は思うわけです。

ちょっと時間の関係で次に進みますけれども、またこれはいつか取り上げたいと思います。

二十一ページ、この給付額や賃金日額区分というのも、実は長いことずっと見直されていません。二十二ページをごらんいただきますと、ほかの雇用保険の基本手当日額は、このようにふえたり減ったりはあるものの、見直しが行われておりますけれども、こちらについてはずっと同じで、年齢ごとに見直されているわけでもなく、その給付水準も決して高くない、こういった状況になってますけれども、そもそも、給付日額の決め方、賃金日額区分の決め方、どういう理由なのか、お答えいただけますか。それから、保険料の設定の計算方法。これを三点、端的にお答えください。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

まず、賃金日額につきましては、一級、二級、三級とそれぞれの区分に分かれて日額が決められているところでございます。

それから、今お話のございました日額の改定でございますけれども……(岡本(充)委員「いや、違う。どういう根拠で数字を決めているのか」と呼ぶ)これは、もともとの平均給与額に基づきまして決めたものにつきまして、その後の毎月勤労統計の平均定期給与額の変化に応じて変更してきているところでございます。(岡本(充)委員「変更していないじゃない、だってずっと一緒なもの。二十二ページを見てください」と呼ぶ)はい。

この変更につきましては、通常の保険の日額とは違う決め方をしておりまして、通常の保険につきましては、毎年、毎月勤労統計の平均定期給与額の変化に応じてやっておりますけれども、日雇い労働者の場合には特別の制度を設けておりまして、賃金の変動に伴い絶えず給付水準を改正することは手続上煩瑣になるということ、あるいは日雇い労働者にとっても、給付水準が大きく変

更することによる不利益をこうむることが大きいということで、上昇または低下が一定割合以上、上昇の場合は百分の百二十、それから低下の場合が百分の八十三、それ以上の幅からはみ出したときに給付水準を改定するというのでございますので、最近変更していないのはこの幅の中で変化しているということで、変更していないということでございます。

○岡本(充)委員 答えていないです。賃金日額区分の一万一千三百円の根拠、七千五百円の根拠、例えば印紙の価格の百七十六円の根拠、これを聞いているわけで、これをお答えいただきたいんです。端的にお願いします。時間がありません。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

給付日額は、先ほど申し上げたとおり、第一級が七千五百円、第二級が六千二百円、第三級が四千百円でございます。これは、平均給与額、日雇い労働者の給料、賃金を勘案して、それを基礎に決めたものでございます。

○岡本(充)委員 いや、だから、そのほかは答えていないじゃないですか。賃金日額区分。委員長、言ってくださいよ、これ。答えてないですよ。

○太田政府参考人 先ほどお答えしましたとおり、この日雇い労働者の賃金の状況、また、この一級、二級、三級というのは賃金の分布の状況を基礎に日額を決めている、そういう算定根拠でございます。

○岡本(充)委員 いや、だって、何で一万一千三百円になるのか、七千五百円になるのか、百七十六円になるのか、その計算式を含めて教えてくれとさっき言っているわけですから。どういうふう計算してこうなるのか教えてくださいと言っているわけですよ。

○太田政府参考人 賃金日額区分一万一千三百円以上について七千五百円、あるいは八千二百円以上一万一千三百円未満について六千二百円、それから八千二百円未満が四千百円ということでございまして、それぞれこれは日雇い労働者の賃金分布に応じて区分を決めて、日額を決めているということでございます。(岡本(充)委員「保険料は」と呼ぶ)

保険料につきましては、印紙保険料、第一級については百七十六円、第二級につきましては百四十六円、第三級につきましては九十六円ということでございまして、それぞれの賃金日額に応じて保険料を、労使折半でございますけれども、算定して、保険料を決めているものでございます。

○岡本(充)委員 算定の方法を教えてくださいと言っているわけで、今の話はこれを読んでいるだけです。二十一ページを読めばだれでもわかる話です。これを読んでいるだけなんです。そうじゃなくて、何でこうなっているのかということを知っているのに、答えてもらっていないんです。

○田村委員長 時間が来ております。最後の答弁をしてください。

○太田政府参考人 この保険料の算定根拠、あるいは賃金日額の区分につきましては、今現在お答えできることは先ほど申し上げたとおりでございますので、さらに詳しく調べて、後日お答えをさせていただきたいと考えております。

○岡本(充)委員 最後に大臣、一言だけ聞かせてください。こういう状況で、最後に大臣の認識を聞かせていただきたいんですけれども、大臣としては貧困というのはどういうふうかと思ってみえるのかということを知りたいんです。日本が……

○田村委員長 時間がもう過ぎておりますので。

○岡本(充)委員 はい、わかりました。

ぜひ、こういう状況で今働いてみえる方がたくさんいて、その認識を含めてお答えをいただいて、今後見直していただくという決意もいただいて、終わりたいと思います。